



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 東洋埠頭株式会社  
代表者名 代表取締役社長 原 匡史  
(コード番号 9351 東証第一部)  
問合せ先 執行役員総務部長 坂本 啓則  
(TEL 03-5560-2701)

### 単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 106 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 単元株式数の変更

###### (1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

###### (2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

###### (3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

###### (4) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

##### 2. 株式併合

###### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について、投資単位を現在の水準に維持し、当社株式を株主様に安定的に保有していただくため、株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の比率 平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日）	77,400,000 株
今回の併合により減少する株式数	69,660,000 株
併合後の発行済株式総数	7,740,000 株

(注) 「今回の併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。実際のこれらの数値は、併合の効力発生日の前日の株式保有状況によって変動します。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主	7,119 名 (100.00%)	77,400,000 株 (100.00%)
10 株未満所有株主	384 名 ( 5.39%)	729 株 ( 0.00%)
10 株以上所有株主	6,735 名 ( 94.61%)	77,399,271 株 (100.00%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、10 株未満の株式のみご所有の株主様は全ての所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」又は「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引されている証券会社または当社の株式名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法第 235 条の定めに基づき、全ての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第 182 条第 2 項及び第 195 条第 1 項の定めに従い、株主総会の議題とすることなく行います。

(2) 定款変更の内容

当社の定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議題が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2 億 5,830 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,583 万株</u> とする。
第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

(3) 日程

平成 29 年 5 月 12 日

取締役会決議日

平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

定時株主総会開催日

平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更の効力  
発生日

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

以上